

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度第2回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	平成30年11月19日（月） 午後1時57分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	磯田 和彦（埼玉県川越県土整備事務所 所長） 高島 誉章（公認会計士） 林 真由美（弁護士）
欠席者の氏名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表（様式第1号） 3 入札方式別発注工事一覧表（様式第2号） 4 入札参加停止等の措置状況総括表（様式第3号） 5 入札参加停止等の措置状況一覧表（様式第4号） 6 抽出事案説明書（様式第5号）
担 当 部 課 名	【担当課等】 （建設部）末廣営繕担当参事、加藤道路建設課長 村上計画道路整備課長 （環境クリーン部）古澤東部クリーンセンター施設課長 （上下水道局）磯総務課長、根岸下水道整備課長 他 各担当課職員 【事務局】 加藤総務部長、富田総務部次長、岸契約課長、 他 事務局職員

発言者	審議の内容
契約課	<p><b>議 事</b></p> <p><b>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</b></p> <p>平成30年4月1日から平成30年9月30日までの市、上下水道局及び市民医療センター発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <p><b>2 審議事案の抽出結果報告</b></p> <p>審議の対象となる事案の中から、予定価格が歩切になっている事案、総合評価方式を取り入れるべき事案、一抜け方式とすべき事案、随意契約による事案、指名競争入札による事案の合計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p> <p><b>3 抽出した事案の審議</b></p> <p><b>所沢市立南陵中学校外壁塗装改修工事</b></p> <p>本市では、事務の効率化のために設計金額の端数を切り捨てて予定価格を決定する場合もあり、歩切ではなく端数処理と認識しております。</p> <p>また、調査基準価格が失格基準価格と同額となっている理由につきましては、失格基準価格の算出方法については「所沢市建設工事低入札価格取扱要綱」第5条の規定に基づき、設計金額に10分の7を乗じて得た額と定めております。また、調査基準価格の算出方法については、「同要綱」第4条第3項の規定に基づき、特別の事情があると認めるときは、設計金額の10分の7から10分の9までの範囲内で調査基準価格を定めることができることから、今回は特別の事情があると判断し、調査基準価格と失格基準価格が設計金額に10分の7を乗じて得た額となり同額となったものでございます。</p>
委員	<p>設計金額は、80,160,000円だと思っておりますがそれに消費税を掛けた金額が86,572,800円であり、ここを丸めて86,570,000円になっている。歩切は1%であろうが0.1%であろうが行ってはいけない行為だと考えておりますが、この点はどのように考えておりますか。</p> <p>もう一点、特別な事情があり設計金額の10分の7に乘じ得た額となった理由についてお聞かせください。</p>
契約課	<p>歩切と端数処理との関係ですが、国土交通省のホームページ等にも掲載がされておりますが、事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定することについては、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまるときには、やむを得ない場合があると認識しております。</p>
営繕課	<p>調査基準価格につきましては、所沢市建設工事低入札価格取扱要</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>綱に基づき直接工事費及び各経費に定められている率を乗じまして算定しております。営繕課におきましては通常おおむね設計金額の85～90%程度の価格となります。ただし今回の塗装工事、防水工事、受変電設備工事や太陽光パネル発電設備工事、都市ガス設備工事などの特別なものにつきましては、設計金額の10分の7としております。これは、これらの工事が他の工事と違い施工上他の工事と関連が少なく自社完成出来ることなどの理由から比較的安価に工事が行える場合が多い事から設計金額の10分の7を採用しております。</p> <p>設計を行っている中で、一般管理費とかで端数処理の調整をして設計金額を丸めているが、国土交通省のいう端数処理とはこの事を言っているのだと思います。このように消費税を掛けた金額を丸めるのはとてもおかしいと思います。</p> <p>また、所沢市のいう端数処理について行っていない案件も数多くありますが、統一が取れていないと思います。</p> <p>塗装工事が安価で出来ると言われておりますが、それはただ人件費を切っているだけ。自社施工出来て、給与を切っているだけで決して良いことではありません。</p> <p>高い工事を高い金で取って職員に高い給与を与えてこそ建設業は成り立つのです。</p> <p>ほぼ人件費だけの理由で工事で安くなるからといって70というのはおかしいと思います。</p>
営繕課	<p>実際には、営繕課発注の過去5年間の塗装工事は、最小で77%最大で97%でございますので、それぞれの業者が内容を精査して落札しているものと思われまます。</p> <p>本年度の塗装工事の落札率は約80%の落札率でございます。実際に価格競争をして入札をしている状況でございますので、この点を踏まえもう少し考えていかなければいけないと思っております。</p>
委員	<p>価格競争をしないと取れないからやむを得ずしているものと思います。県も塗装の工事をすると、塗装の仕事はあまりないので、赤字になっても社員の給料が払えないから価格競争に陥りやすい状況はありますが、最低制限価格を設けて90%前後で入札が行われており、良いか悪いか分かりませんがくじ引きが多い状況でもございます。しかしながら、この形を変えてしまい、結果的に落札してくれるのだからといって調査基準価格を失格基準価格と一緒にしてしまうとダンピングを助長するものだと私は考えます。</p>
委員	<p>特別な事情がある中で塗装工事などいくつか種類を上げていただきましたが、この工事の場合にはいつも特別な事情があると考えているのですかそれとも各工事を一つ一つ見て特別な事情があると考えているのか教えてください。</p>

発言者	審議の内容
営繕課	各工事で考えているのではなく、塗装工事を含め、先程申し上げた工事や労務費が著しく少ない工事については、7/10を採用しております。
委員	<p>端数処理の件ですが、税というのは端数処理をする性質のものではありません。税抜きで端数処理を丸めるのはよく分かります。しかし、8%をした後に端数処理をするのは、税を徴収する側から見てもあり得ない話だと思います。</p> <p>また、入札記録表では、株式会社丸亜塗装工業が7,517円となっているが、常識的にこの数字が入る事は考えられないと思うのですが、業者さんが間違えて入札をしてしまったのかという事と明らかに記載ミスだとしたならば業者に確認をし、再度提出させるなどの処置は出来ないものか。</p>
契約課	開札して初めて金額が分かるものですので、難しい状況でございます。
委員	入力したら訂正は効かないのですか。
契約課	訂正は効きません。しかしこのような状況でしたので、開札後業者に確認をしたところ、間違いであったことを確認しております。
委員	入力ミスは修正できないのですか。
委員	電子入札になっておりますので、難しい状況です。例え紙入札だとしてもその場で箱に入れて開くので、金額を修正は出来ません。
委員	電子入札システムについてお聞きしますが、間違えて入札をしてしまった時点でやり直しも出来ないのですか。
契約課	修正も出来ません。 (意見等)
委員	歩切については、ロジックが正しいのか検討していただきたい。
委員	歩切の関係ですとか、最低制限価格の特別な事情の取扱いなども内規として担当ごとに取扱いが変わらないようにしてもらった方が良いと思います。
契約課	<p><b>市道3-1114号線（東西連絡道路）道路築造工事（その1） （市発注・一般競争入札）</b></p> <p>総合評価方式による入札は、工事の内容等に応じ、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた契約をすることにより、公共工事の品質の確保と向上を図るものでございます。</p> <p>本市におきましては、平成20年度より試行的に総合評価方式による入札を執行しており、設計金額が1,000万円以上の工事を対象としております。</p> <p>本年度につきましては、各部局より5件抽出していただき、総合評価方式による入札を執行しておりますが、その内の1件は大規模</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>な工事を抽出いたしました。他の案件につきましては、1,000万円以上を対象としていることから、大規模な工事の抽出には至らなかったものでございます。</p> <p>抽出案件説明書では契約金額（税抜）121,150,000円となっておりますが入札記録表では121,500,000円となっておりますが、どちらが正しいのでしょうか。</p>
契約課 委員	<p>入札記録表が正しく、抽出事案説明書が間違えてございます。総合評価方式については、一年に何本くらい行うとか決めているのですか。</p>
契約課	<p>総合評価につきましては、どうしても業者さんにとりましても負担が大きいので、いまだに試行的に実施しておりますが、業者さんもなかなか積極的に参加していただけない状況でございますので、ある程度件数を限定して実施しているところでございます。</p>
委員	<p>一億円を超える工事でもなかなか参加していただけない状況ですか。</p>
契約課	<p>金額が大きければ多少は違ってくるとは思いますが、内容によって総合評価方式にふさわしい工事を選定したものでございます。</p>
委員	<p>この辺は、私の方で総合評価方式で入札をしないなどとは言えませんが、多様な入札方式という事では、一億円を超えるような工事については、出来る限り価格以外の要素を取り入れた方式で落札者を決められた方がより透明性が出てくると思います。</p>
契約課	<p>金額だけで判断していない理由でございますが、総合評価方式の活用がふさわしいかどうかという視点で考えると同時に撤去・運搬・処分の費用の割合が多く占めている工事や工事実施段階で各管理項目においても、高いレベルが求められるとは言い難いものにつきましては、金額だけではなく技術が求められる工事を総合評価方式で実施しています。</p>
委員	<p>総合評価方式はやはり難易度や技術評価等で加味されるわけですからある程度難易度が難しいものを選択していただきたい。</p>
委員	<p>今は、試行的に実施している中で、年に何回か総合評価方式にふさわしい工事があるかないかではなく、ある程度件数で実施し試行錯誤の状態であるとの理解をしています。</p> <p>業者の技術力を上げるために総合評価方式を採用する事により底上げするメリットがあると思います。全体レベルをアップさせるという意味では、金額が大きい工事で実施したり、色々な選択肢の中でこれからも実施したりしていただきたい。</p>
委員	<p>金額が低いものだと業者の参加数も少ない事から人気がある程度ある大規模工事の総合評価方式の件数を上げていただくのも一つの方策だと思います。あと、この工事についても設計金額を端数処理をしているという事ですか。</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>所沢市は主に市内業者への発注だと思いますが、県の場合は広いエリアを対象しておりますが、地元業者に対しては加点となる項目を設定し有利になるよう総合評価を実施しております。所沢市の場合そこまでの評価をする必要がないのであれば、技術力とか災害対応とかで頑張っている業者に加点するなどの方法もあると思いますので、価格競争だけでなく色々な方法を考えながら進めていただきたいと思います。</p> <p>(意見等)</p> <p>特になし。</p> <p><b>総選加) 北野下富線 (3工区) 道路築造工事 (その3)</b> <b>(市発注・一般競争入札)</b></p>
契約課	<p>一抜け方式とは、同時期に複数の類似した業種の工事を施工しなければならない場合で、一つの業者が複数の工事を同時期に施工することで、工期内での完成が困難であると市が判断した場合に、一つの入札において落札候補者となった業者については、それ以降の案件は、入札してもこれを無効として取り扱う方式です。</p> <p>今回の案件 (36 番) は業種がほ装工事業でございますが、34 番は業種が土木工事業であり、35 番は業種が土木工事業ですが総合評価方式であったため、34 番、35 番、36 番につきましては業種や入札方法が異なるため 1 抜け方式には出来ませんでした。</p> <p>なお、本年度につきましては、5 組 15 工事を一抜け方式により執行しているところでございます。</p>
委員	<p>たまたまこの工事を選んだのですが、同じような形で一抜け方式を行っていないものもございましてので上げさせていただきました。No.35 改良舗装工事で業種が土木になっていたり、No.36 で道路築造工事で業種が舗装になっていたりして工種の占める割合で分けているとは思いますが、中身はあまり変わらないものもあると思います。一抜けでやる事により多くの業者さんに受注していただくことが出来ると思います。また、業種が違ったり、総合評価だとか理由は様々あるかと思いますが、やり方によっては十分に検討できるものだと思いますので選ばせていただきました。</p>
委員	<p>一抜け方式にする場合の基準というのは、工期内に完成出来るかどうかという事が一番重要な点になるのでしょうか。</p>
契約課	<p>工期内に完成出来るというのが、一番大きい理由ではありますが、各業者の受注機会の確保も目的としておりますので、類似工事でも採用していきたいと考えております。</p>
委員	<p>出来る限り使う方向で考えており、業種が違う場合や評価方法が違う場合など特別な場合は、一抜け方式にしないということで基準が決まっているのでしょうか。</p>

発言者	審議の内容
契約課 委員	<p>特に基準が決まっている訳ではございません。 例えば、工事の担当課が異なっても一抜けの発注は出来るのでしょうか。</p>
契約課 委員	<p>入札等の日程を調整すれば可能です。 一抜け方式は、各業者の受注機会を増やすという意味では良いのですが、その価格面で本来低い価格で入札されるべきところが一抜けの結果それより高くなるというデメリットもありますので、その点を考えて発注する必要があると思います。</p>
契約課 委員	<p>そのようなデメリットもございますので、業者の受注機会の確保という点も含めて考えております。 機械的に決めるのではなくて、工事内容などある程度は企画力も必要であると思います。</p>
委員	<p>札参加者数が少ないようですが、大体このぐらいですか。また、工種がほ装ですが、道路の築造も行っているのですか。</p>
計画道路整備課	<p>最初に土の掘削から入りまして残土の運搬、路床の安定処理、車道の路盤工、歩道の路盤工、排水構造物工となります。</p>
委員	<p>改良工事の方が占める割合が多いように感じますが、舗装工事業にした理由はなんですか。</p>
計画道路整備課	<p>工種比較した中で舗装工事が占める割合が高いことと、本工事では表層残しとなりますが、ある程度舗装工事とするべき工事が多い事から設定しました。</p>
委員	<p>今回の事案対象外のNo.35 とか改良舗装工事で土木となっているのですが、考え方として主たる工事が大きい工種を取っているという考え方でよろしいですか。</p>
計画道路整備課	<p>No.35 につきましては、道路建設課で発注した工事ですが、護岸の補強工事であり川沿いの道路改良するような工事でございますので、どちらかという舗装工事というより土木的な要素が高いものとなっております。 (意見等) 特になし。</p>
契約課	<p><b>東部クリーンセンター電気式ごみ収集車給電設備設置工事 (市発注・随意契約)</b> 本工事は、ごみの焼却処理により発電した電力を電気式ごみ収集車給電設備に送電し、給電設備内に設置した電池に充電、その電池を電気式ごみ収集車に搭載するまで、全て電気を電力として稼働させるものであります。 本設備は、全国の自治体でも過去に実績がなく、類似する事業の経験を有するなど高い技術を持った者を選定することにより、事業を確実に進める必要があります。</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>JFEエンジニアリング株式会社は、平成28年度から平成29年度にかけ、川崎市と協働で電気式ごみ収集車の実証実験を共同で実施するとともに、その後も設備機器ごとの主な課題について大幅な改良を図り、同社の性能や技術等を有する事業者は他にはないことから、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」の規定に基づいて、1者特命の随意契約としたものです。</p> <p>予定価格はどのように設計したのかという質問ですが、ごみの焼却に処分した電力を電気式ごみ収集車給電設備に送電し、給電設備内に設置した電池に充電、その電池を電気式ごみ収集車に積載するまでのすべての電気を電力として稼働させるものでございます。</p> <p>設計価格については、国土交通省の「公共建築工事積算基準」や「建築数量積算基準」を使用して適正に設計・積算しております。</p> <p>また見積りについては、埼玉県「建築工事に係る見積りの取扱い要領（建築工事）」に基づき適宜補正を行うなど、実情を勘案し採用しております。</p> <p>説明をもう少し詳しく聞きたいのですが、設計価格については、積算基準で行っているとのことですが、これは特別なもので全国の自治体でも過去の実績がない設備の見積りを取るということで、業者の見積り金額と国土交通省の積算基準をどういう過程で設計金額として算出されるのですか。</p>
東部刈刈センター施設課	<p>随意契約の理由にもなっておりますとおり、特殊な技術を持った機械の設置となりますので、メーカーからの見積徴取を行いました。見積徴取の段階で資材単価や歩掛などを分けた形で行っております。特殊なものについては、メーカーとのヒアリングにより実勢価格を単価に採用しております。一般的なものについては、埼玉県の基準や単価表で採用できるものを使い積み上げておりますので、見積りと単価表の両方を採用しております。</p>
委員	<p>見積りを取って詳細な内訳をいただいて特殊なものはそのまま採用し、人件費など一般的なものは積算した金額が設計価格になって、随意契約を行うにあたっては業者と話し合いの結果、契約予定金額を決めるという認識でよろしいですか。</p>
東部刈刈センター施設課	<p>見積りを徴取しまして、埼玉県の「建築工事に係る見積りの取扱い要領（建築工事）」に基づき適宜補正を加えて積算を行っております。</p>
委員	<p>業者が提示した金額と異なりますが、契約金額は業者が提示した金額で契約することになったのですか。</p>
東部刈刈センター施設課	<p>資料の写真にあります白い箱のようなものがユニットになりますが、中身については機械的に電池を交換させるものや電池を充電させるものなど様々な制御盤や動力盤であり、一般的なものは見積りを徴取して調整率により積算しております。それ以外のものはメ</p>

発言者	審議の内容
委員 委員	<p>一カーの見積りを採用しております。</p> <p>それで設計価格や予定価格が決まったということですね。</p> <p>競合他社がおらずJFEエンジニアリングだけという場合、見積書を徴取してそれからどれくらい値引くとか価格の交渉をして積算に係るのですか。</p>
東部クリーンセンター施設課 委員	<p>具体的な金額の提示ではございませんが、見積りに対してどの程度の企業努力が可能なのかなどのやり取りはございます。</p> <p>そのようなことを想定すれば、JFEエンジニアリングもある程度の上積みをして提示しますよね。その辺は市側も経験があるのでしょうから妥当な金額をどのようにして決めているのかお聞きしたい。</p>
東部クリーンセンター施設課 委員	<p>見積りを徴取した段階で一般的なものは、埼玉県「建築工事に係る見積りの取扱い要領（建築工事）」に基づき見積調整率により適宜補正を加えており、特殊なものは埼玉県営繕課内の基準を基に補正を加えて積算しております。</p>
委員	<p>歩掛は決まっているということで、最終的にはそれを落としどころにしているということですね。当然、業者はそれを知らないということですね。</p>
東部クリーンセンター施設課 委員	<p>その通りです。</p> <p>給電設備のイメージが湧かないのですが、どのような形で給電するのですか。</p>
東部クリーンセンター施設課 委員	<p>給電設備の電源につきましては、東部クリーンセンターで発電している電力を給電設備まで配電し、写真資料にある四角い箱の側面に完全電気式のごみ収集車を横付けして車両の背中にある充電式蓄電池を交換するシステムです。</p>
委員 東部クリーンセンター施設課	<p>人の手で行うのですか。</p> <p>制御盤のスイッチにより、既に充電した蓄電池を自動的に交換するシステムでございます。</p>
委員	<p>所沢市では何台所有しているのですか。</p>
東部クリーンセンター施設課	<p>所沢市にはございません。</p>
委員	<p>ごみ収集車は1台もないのですか。</p>
東部クリーンセンター施設課	<p>電気式のごみ収集車はございません。通常のごみ収集車に設置できるのではなく、このシステム専用のごみ収集車となります。</p>
委員	<p>導入見込はいつぐらいですか。</p>
東部クリーンセンター施設課	<p>専用車につきましては、これから購入予定です。</p>
委員	<p>車両がないのに給電設備を設置したということですか。</p>
東部クリーンセンター施設課	<p>今回は、給電設備の設置工事と専用車両の購入をセットで実施しております。</p>
委員 東部クリーンセンター施設課	<p>他社において同様のシステムを開発していないのですか。</p> <p>このような完全電気式の車両と充電ユニットはございません。</p>

発言者	審議の内容
委員 東部刈りセンター施設課	<p>今回対象の設備工事は、他社製品との汎用性はあるのですか。 車両については、車両メーカーがどこになっても仕様通りに製作すれば可能であると考えております。</p>
委員 東部刈りセンター施設課	<p>1者の特命随意契約の価格が妥当であるかを確認するため、同種同規模の車両メーカーを調査することや価格を調べる必要があると思いますが、それは行いましたか。</p>
委員 東部刈りセンター施設課	<p>車両についてはメーカーの指定はございませんが、給電設備についてはJFEエンジニアリングしか製作することができませんので、JFEエンジニアリングからの見積徴取しかできませんでした。</p>
委員 東部刈りセンター施設課	<p>1者の特命随意契約の場合は、価格の妥当性が決めづらいと思いますので、できれば別の会社から見積りを徴取することが必要だと思いましたが、何社から特別調査をされたのですか。</p>
委員 東部刈りセンター施設課	<p>特別調査ではなく見積徴取を1者から行っております。 何か別のものを参考にするとか、1者からの見積りだけではなく入札の公告をすれば他社が入札するかもしれないので、最初から随意契約に決めつけない方が良くと思いますが、その点は如何ですか。</p>
委員 東部刈りセンター施設課	<p>先行して川崎市と契約しておりますが、見積りにつきましても所沢市の積算と大きな違いはございませんでした。また、他社ができるかとのことですが、川崎市と実証試験を1年間かけてシステムを開発しているところもございますので、他社では時間がかかるのではないかと思います。</p>
委員 東部刈りセンター施設課	<p>そのように思うだけで実際に聞いているわけではないですよ。 1者随意契約の場合は、他社からの見積りなどがないと相手の言いなりになってしまうこともあり、その後のメンテナンスも1者との随意契約になってしまいますので、もう少しできることがあるのではないかと思いますので、参考にさせていただければと思います。</p>
委員 東部刈りセンター施設課	<p>契約の透明性ということで入札監視委員会の役割があると思いますが、JFEエンジニアリングは川崎に本社や工場があったか。</p>
委員 東部刈りセンター施設課	<p>本社は鶴見になります。 一般論として先駆的に行えば高くなりますが、川崎市は工場などの関係でJFEエンジニアリングと繋がりがあるのではないかと思います。所沢市は川崎市に次いで2番目ですか。そういう業者と契約をするということは、新規の設備で価格的にも高い状態ですから汎用性でも出てくればメリット、デメリットも周知されてある程度の判断が付くのですが、そうでなければそれなりの動機が必要で川崎市のように地域密着型なら良いのですが、そういうところが契約の透明性として考えられるので、入札監視委員会においても導</p>

発言者	審議の内容
東部クリーンセンター施設課	入の動機を確認しても良いと思いますが、その辺はどうですか。
委員	環境クリーン部においてマチごとエコタウン所沢構想に基づいた事業を位置付けており、東部クリーンセンターが唯一再生可能エネルギーを発電している施設でございますので、エネルギーの有効利用ということでごみ収集車に目を付けまして軽油車両ではなく電気車両によりCO2を削減することとしております。
総務部長	所沢市としては、東部クリーンセンターが発電機能を持っているので、それを活かすためということで良いですか。
委員	これにつきましては、市長の強い思いがございまして所沢市の環境の方針といたしますと、マチごとエコタウン所沢構想がございまして市長の公約にもありますように震災からの復興といたしまして、環境への配慮を一番の重きを置いておりまして所沢市としてマチごとエコタウンが事業として展開している基本的な考え方として強い思いがございまして、只今ご意見をいただいたことは議会でも色々な議論がございましたところで、そのような経緯がございました。
委員	それに基づいて行っているとのことでわかりました。
委員	意見でございますが何かございますか。
委員	透明性が確保できるように価格の妥当性をしっかり行ってください。
委員	市長公約ということもあるのですが、市民に対する説明責任を負わなければならないので、その点は十分に考慮していただきたい。
総務部長	見積りを行った場合でも埼玉県単価などを活用できる場所は単価を活用して積算を積み上げているところですが、ご意見のように更にということでございますので検討の余地があるところがございます。
委員	川崎市と同時期ということであれば、川崎市との連携や協定などを結ぶことはできませんでしたか。
東部クリーンセンター施設課	協定などは難しいところですが、川崎市と連絡を取りながら進めておりましたが、積極的に情報提供を貰える状況ではございませんでした。
委員	埼玉県の場合は、このような形での特命随意契約は行っておりませんので、一度、全国的に入札公告をして募集を行っております。期間はかかりますが、結果的にこの1者しかいないという結論に持っていくます。入札参加意思確認型などの方法もありますので参考にいただければと思います。 (意見等) 特になし。
三ヶ島地区内下水管布設工事（その6）	

発言者	審議の内容
上下水道局総務課	<p>(上下水道局発注・指名競争入札)</p> <p>指名業者選定の経緯につきましては、本工事箇所は、近隣で同様な下水道工事を2件施工しており、他業者との工程管理及び調整能力があり、さらに三ヶ島小学校、三ヶ島中学校にそれぞれ隣接しているため児童、生徒の安全対策に万全を期する能力が必要とされます。このことから、一般競争入札ではなく指名競争入札とし、設計金額からはB級に区分された業者の中から選定すべきところですが、上級のA級に区分された業者の中から、「所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱」第6条に基づき、6者を選定したものでございます。</p> <p>また、通常は市内業者を選定しているところですが、入札に緊張感を持たせるため、年に数本の契約案件において、当市での実績のある市外業者を入れて入札を実施しているところでございます。また、市の業者選定委員会におきまして、審議をいただいて承認を受けて執行したものでございます。</p>
委員	<p>確認ですが選定の時に緊張感を持たせるために市外業者を入れたところ、その市外業者が落札したということですか。</p>
上下水道局総務課	<p>結果的に市外業者が落札いたしました。</p>
委員	<p>緊張感とはどういう意味ですか。</p>
下水道整備課	<p>緊張感というのは、ある程度の工事を市内業者で一般競争入札を行っておりまして、今回は指名競争入札として市外業者が入っているということで、市内業者の緊張感が発生してくるものと考えておりますので、年に数件程度ですが市外業者を含めております。</p>
委員	<p>その背景には、市内業者が馴れ合い的になるリスクが潜在的にあるという意味ですか。</p>
下水道整備課	<p>そのような情報は特にございませんが、市内業者だけでの入札が続きますとそのようなことが考えられますことから、そのリスクを少しでも軽減する意味もでございます。</p>
委員	<p>落札率が94%ですが、市内業者だけだと最高何%ですか。</p>
上下水道局総務課	<p>上下水道局発注分でございますと98.41%です。</p>
委員	<p>その意味では、緊張感が働いているようですね。</p>
委員	<p>緊張感の意味が分かりませんが、それが緊張感に繋がるかは受け取り方なので何とも言いようがありませんが、その趣旨からすると1者だけではなくて6者中3者を市外業者にするとか坂戸市の業者ではなく、近隣の狭山市や入間市などの業者の方が良いのではと思いましたが他の部局でも同様なことを行っておりますか。</p>
契約課	<p>市長部局におきましても年間数件程度ではございますが、同様の市外業者を含めた入札を行っております。</p>
委員	<p>質問が変わりますが、今の時期は入札の不調などは増えておりますか。</p>

発言者	審議の内容
契約課 委員	<p>今のところはございません。</p> <p>今回は指名競争入札でしたが、緊張感を持たせるのであれば一般競争入札で所沢市以外の近隣市に広げればもう少し緊張感が出るのではないかと。</p>
契約課	<p>競争性だけを重視するのであればそのような考え方もございますが、施工面も考えなければなりませんのである程度実績がある業者により緊張感を持たせている対応を行っております。</p>
委員 契約課 委員	<p>金額的には1千万円程度が対象となりますか。</p> <p>それぐらいになります。</p> <p>どうせなら1者だけでなく2、3者入れた方がもっと緊張感が出ると思います。</p> <p>(意見等)</p> <p>特になし。</p>
委員	<p>今回については、意見具申ということではなく議事録をもって市長に報告します。歩切の関係については、今後の対応を見ていきたいと思います。</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>特になし。</p> <p>・ <b>次回の審議事案の抽出について</b> 審議事案の抽出委員：高島委員</p>